

# 成田空港の更なる機能強化に関する

## 再要望書への回答

平成30年2月19日

国土交通省

成田国際空港株式会社

《一. 夜間飛行制限緩和案の改善》

○ A滑走路の運用見直しについては、内窓等の追加防音工事を可及的速やかに実施するとともに、騒音地域住民への健康影響調査を含め、運用見直しに伴う効果と影響を検証すること

【回答】

A滑走路において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに夜間飛行制限緩和を先行的に実施するにあたっては、A滑走路側の騒音特法防止地区における内窓等の追加防音工事を先行的かつ集中的に実施する。

また、ご要望を踏まえ、健康影響調査を含む生活環境への影響調査を実施することとし、その詳細について関係者との協議を開始する。

なお、A滑走路のみで夜間飛行制限緩和を先行実施することを踏まえ、C滑走路が供用されるまでの時限措置として、A滑走路側の騒音下の市町に対し、周辺対策交付金の中から環境対策に充てることを目的とする「A滑走路特別加算金」を交付する。

○ 2017年6月に空港会社から提案されたスライド運用案については、深夜早朝の騒音影響について一層の軽減を図るとともに、C滑走路の供用までには相当の期間を要すること等を踏まえ、深夜早朝対策の更なる改善方策について、引き続き協議を行うこと

【回答】

平成29年6月の四者協議会では各滑走路の運用制限時間を6時間とするスライド運用案を提示していたが、成田空港の国際競争力の確保と地域住民の生活環境の保全の両立を図る観点から、現在の夜間飛行制限時間が7時間となっていることを踏まえ、空港全体の運用時間を5時から0時30分までに拡大するものの、スライド運用を実施するにあたっては滑走路ごとの運用制限時間を7時間とし静穏時間の維持を図る。

また、C滑走路供用までには相当の期間を要することから、A滑走路の運用見直しの状況等を踏まえ、深夜早朝対策の更なる改善について引き続き関係者間で協議する。

《一．夜間飛行制限緩和に伴う騒音対策の拡充》

A滑走路とB・C滑走路に挟まれたいわゆる谷間地域については、スライド運用案によっても深夜早朝時間帯における静穏時間の確保が困難であることから、内窓等の追加防音工事の対象地域を谷間地域にも拡大すること

【回答】

A滑走路とB・C滑走路に挟まれたいわゆる谷間地域については、スライド運用を行ってもなお両滑走路から騒音影響を受ける特殊な地域であることから、既に提案している騒特法防止地区に加え、谷間地区についても寝室における内窓設置を実施するとともに、壁・天井の防音工事が行われていない場合には一定の限度額の範囲内で、壁・天井の防音工事も行う。

《一．騒防法・騒特法による区域設定への対応》

騒防法及び騒特法の区域設定にあたっては、集落の一体性に更に配慮し、地域の実情を最大限考慮して対応するとともに、ほとんど集落全戸が移転対象となる区等に残される住民への対応については、引き続き関係者が連携して検討を進め、柔軟かつ適切な対策の実施に努めること

【回答】

騒防法の第1種区域案については、昨年6月に成田空港会社が作成した騒音コンターに基づき、地元自治体の要望を踏まえ、既存集落の状況に十分配慮し作成した。

なお、今後の隣接区域等の設定にあっても、地域の実情に最大限配慮するよう関係機関との調整を進める。

《一．移転用地確保への協力》

機能強化に伴う地域住民の移転にあたっては、必要に応じ、関係者が連携して、移転用地の確保への支援協力を努めること

【回答】

更なる機能強化に係る展開候補地から移転する場合には、地権者の方々の意向を踏まえ、関係市町とも相談しながら、移転用地を確保する。

また、騒特法に基づく移転補償については、集団移転の要望があれば、関係市町と調整の上、移転先の整備等について検討する。

《一. 具体的な地域振興策の推進》

- 機能強化に伴う成田空港周辺の地域づくりにあたり、「基本プラン骨子案」に示された産業振興、インフラ整備、生活環境の基本方針を早急に具体化して「基本プラン」を作成し、地域に提示すること
- 国、千葉県、空港会社は、具体的な地域振興策の実現に向けて、最大限の協力を行うこと
- 特に機能強化に伴い騒音地域が大幅に新規拡大する自治体については、雇用確保や産業振興につながる実効的な事業の推進に配慮すること

【回答】

現在、千葉県のイニシアティブの下、空港を交流拠点とした産業振興を図り、空港と地域の発展が好循環する地域づくりを進めるための「基本プラン」の作成が進められているが、この実現に向け最大限の協力を行う。

《一. 周辺対策交付金の充実》

- 機能強化に伴い関係市町が実施する環境対策及び地域振興策の財源とするため、周辺対策交付金（特に地域振興枠）の充実を図ること
- 周辺対策交付金の配分に当たっては、空港圏自治体の均衡ある発展に適切に配慮すること

【回答】

周辺対策交付金については、今般の機能強化による騒音対策区域の拡大等に伴い、交付総額を現在の約1.5倍に増額する。

また、周辺対策交付金の一部について「地域振興枠」を設定し、用途を柔軟化するとともに、配分に当たっては各市町の財政力指数等を勘案し、空港圏全体の発展に配慮する。